

福祉厚生常任委員会記録 (未校正)

- 招集日時 令和5年 9月11日(月) 午前10時00分
- 招集場所 議事堂大会議室
- 出席委員
- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 関川 翔 |
| 副委員長 | 鈴木 三男 |
| 委員 | 杉山 尊宣 |
| | 佐野 太一 |
| 〃 | 石井 めぐみ |
| 〃 | 金澤 克仁 |
| 〃 | 齋藤 久代 |
| 〃 | 遠山 智恵子 |
- 欠席委員 なし
- 出席説明員
- | | |
|-----------|--------|
| 総務部長 | 鈴木 文江 |
| 財政部長 | 田中 英樹 |
| 福祉部長 | 彦坂 哲 |
| 健康増進部長 | 渡来 真一 |
| 福祉部次長 | 下田 浩 |
| 総務課長 | 松崎 剛 |
| 財政課長 | 海老原 輝夫 |
| 公共施設整備課長 | 原部 英樹 |
| 納税課長 | 三浦 雄司 |
| 高齢福祉課長 | 秋山 和也 |
| 障害福祉課長 | 鈴木 哲也 |
| 子育て支援課長 | 佐藤 睦子 |
| 健康づくり推進課長 | 香取 美弥 |
| 国保年金課長 | 関口 勝己 |
| 保健センター長 | 助川 直美 |
| 財政課副参事 | 谷池 公治 |
| 高齢福祉課副参事 | 井橋 久美子 |
| 子育て支援課副参事 | 松崎 智幸 |

| | |
|----------------------|-----------|
| 納 税 課 長 補 佐 | 細 井 大 悟 |
| 高 齢 福 祉 課 長 補 佐 | 木 村 充 之 |
| 高 齢 福 祉 課 長 補 佐 | 井 上 秀 和 |
| 障 害 福 祉 課 長 補 佐 | 石 橋 陽 一 |
| 子 育 て 支 援 課 長 補 佐 | 飯 塚 千 絵 子 |
| 健 康 づ くり 推 進 課 長 補 佐 | 櫻 井 裕 久 |
| 国 保 年 金 課 長 補 佐 | 倉 持 哲 也 |
| 国 保 年 金 課 長 補 佐 | 海 老 原 祐 子 |
| 議 会 事 務 局 長 | 吉 田 文 彦 |
| 議 会 事 務 局 主 事 | 柴 哲 次 郎 |

○職務のため
出席した者

○付託事件

議案第49号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）（所管事項）

議案第51号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第3号 令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第4号 令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第5号 令和4年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

○調査事件

所管事務調査（令和5年第1回意見交換会時のご意見・ご要望について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○関川委員長

ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから福祉厚生常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信して——ライブ配信いたします。また配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑

及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めていくことが、議会運営委員会において決定していますので、ご理解願います。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するよう願います。また、御面倒でも発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。あわせて、委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願い申し上げます。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことができる、分からないから、軽微な確認など質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第49号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第7号)(所管事項)を議題といたします。本件につきましては、8月29日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第49号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、議案第49号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、佐野委員、齋藤委員の2人からありました。

最初に、佐野委員。

○**佐野委員** おはようございます。日本共産党、佐野太一です。議案第49号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第7号)について御質問させていただきます——質疑させていただきます。まず一番最初は、高圧気中開閉器改修工事請負費についてです。その内容で高圧気中開閉器とはどのようなものか、詳細をお伺いしたいと思います。

○**関川委員長** 鈴木課長。

○**鈴木障害福祉課長** 障害福祉課、鈴木です。お答えします。今回改修工事を行う予定のつつじ園は、一般家庭と違いまして、低圧電力と違いまして6,000ボルトぐらいの高圧電力を受電しております。それをキュービクル、変電設備で100ボルトや200ボルトに変圧して使用しております。1点目の御質疑でありました高圧気中開閉器とは、との御質疑でございますが、電力会社との利用者との責任分界点に設置してあります保護装置のことを言います。その保護装置の機能でございますが、事故などで流れる予定でないところへ多大な電流が流れたときに、高圧気中開閉器に内蔵されております過電流検出機能が活動しまして、高圧気中開閉器の電流を遮断いたします。遮断することによって施設内は停電しますが、電力側は漏れている電流を感知しなくなるため、変電用——失礼しました、配電用変電所は遮断することなく送電するものとなっております。以上でございます。

○**関川委員長** 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。ちょっと難しいかなという気がして、今のでもちょっと理解しにくいんですけど、もう少し簡単に分かるように御説明していただくことは可能でしょうか。

○関川委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 申し訳ございません。その開閉器によりまして電流の逆流というか、そちらを防ぐことによって、変電所は電流を遮断することなく送電できるというものでございます。

○関川委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。いろいろ調べたんですけど、ちょっとやっぱり難しいことが書いてあって、全く何か理解できなかつたものでお聞きしました。で、2点目です。それに伴いまして地絡事故及び広域停電などの波及事故防止ということになっております。逆流ということなので、停電のおそれがあるということは分かるんですけども、地絡事故及び広域停電というのは、どれぐらいまでの影響を及ぼしてしまうような停電になるのか教えていただけますでしょうか。

○関川委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 お答えいたします。まず聞き慣れない「地絡（ちらく）」という言葉なんですけれども、電流が大地に流れる状態をいいます。これが高圧電流になりますと、地絡事故というふうにしております。地絡による波及事故とは、でございますけれども、樹木や飛来物などによる電線と大地の接触や電線の被覆の経年劣化による導体部分の露出による電線の大地との接触によりまして地絡が発生し、責任分界点を越えて電力会社の配電線を停止させ、第三者の電力設備を停電させる事故を指します。影響が広範囲に及び、例えば病院だとか交通機関システムなどに及んだ場合、損害賠償を負う場合もあると。それで範囲なんですけれども、その環境だとか、その地形によりまして、どれぐらいの範囲というのが具体的にはお示しできないんですけれども、その状況によります。以上です。

○関川委員長 佐野委員。

[発言する者あり]

○関川委員長 松崎副参事。

○松崎子育て支援課副参事 子育て支援課の松崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。佐野委員の質疑にお答えいたします。まず、遊具の安全基準について説明をいたします。保育施設においては、一般社団法人日本公園施設業協会において定める基準、安全基準にのっとり遊具の設置・管理をしております。どう厳しくなるのというところなんですけれども、これまで全国的な事例として、ロープなどに絡まってしまう事故、そして落下事故、それから稼働する遊具に挟まれてしまう事故など発生しております。厳しくなる基準ということにつきましては、一つは、遊具の選定において、かつてはよく見かけられた箱型のブランコがあったと思うんですけども、あと回旋塔、こちらについてはよく回転するジャングルジムのようなもの、こちらについて同基準において採用しない遊具とされていることから、新たに基準として設けられております。そのほか、構造や材質においては、原則として腐食しやすい木材などを採用しないとされております。また機材の設置に

関しても、遊具には安全領域というものがあります。安全領域というものは、遊具の安全な利用範囲、利用行動に必要とされる空間において、凹凸や硬い材質のものを設置しないようにするなど、そういった様々な遊具に関する要素が大きな安全性を持つようになりました。以上です。

○関川委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。よく分かりました。では、2点目の質疑です。設置した遊具は、現在本当に夏場暑い時期がずっと続いているという状況が続いていますが、そういった気候状況などに合わせて、これを配慮した素材等の選定になっているかどうか、そういった遊具が——調べたんですけど、あるような、ないようなというところなんですね。実際ホームページとかにも出てるんですけど、そういった配慮などについてはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○関川委員長 松崎副参事。

○松崎子育て支援課副参事 佐野委員の質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、気候状況の配慮についてということで御質疑だと思っておりますけれども、遊具の選定に当たっては安全基準を満たした上で、より耐久性・耐候性により優れたものを選定するようにしております。そのため、現在の気候状況においても十分な耐久性・耐候性を確保しております。また、昨今の35度を超える猛暑が発生しております。熱中症アラートが出たときなどは、野外に出ており——園児等は野外に出ておりませんが、野外で遊べる場合も遊具が高温になっている場合があります。やけどなどの危険性がある場合がありますので、そのような状況に備え、園庭の遊具については常に利用前に保育士による点検を行っており、高温の場合は使用禁止等の措置を取っておりますので、児童の安全の確保はされているかと思われまます。以上になります。

○関川委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。保育士さんの配慮で安全性を保つということなんですけど、実際、その環境面に配慮した、例えば熱くならない遊具とか、そういったものは実際存在して、実際使っている行政——そういった自治体、保育園とかでも使用している例があるのでしょうか。

○関川委員長 松崎副参事。

○松崎子育て支援課副参事 実際に使用しているかどうかというものについては、すみません、そこのところはちょっと調査はしておりませんが、取手市としては、保育士で実際に確認をするという点検を実施しております。以上になります。

○関川委員長 佐野委員。

○佐野委員 ほかのところで使っている確認はしていないというのも、実際そういった遊具が存在して、例えば設置することができるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○関川委員長 松崎副参事。

○松崎子育て支援課副参事 こちらで、そういった高温に耐えられる遊具とか、そういったのを今後調査をいたしまして設置をすることは可能だと思われまますので。以上になります。

す。

○関川委員長 佐野委員。

[発言する者あり]

○関川委員長 最後に、齋藤委員。

○齋藤委員 ではお願いいたします。49号で1点だけ説明を——質疑させていただきま
す。今、佐野委員のほうからも質疑がございましたが、保育所遊具設置工事についてで
ございます。これ説明書を読みますと、永山と白山と久賀保育所に遊具を設置されるとい
うことなのですが、全体を見られてここに決定されたと思うんですけども、決められた要
件というか、ちょっと、どういうふうに調べられてここに決められたかということ伺
います。

○関川委員長 松崎副参事。

○松崎子育て支援課副参事 子育て支援課の松崎と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。齋藤委員の質疑にお答えをいたします。先ほど齋藤委員の設置場所、永
山保育所、白山保育所、久賀保育所ということで、こちらの園庭に——3か所の園庭
に設置する予定にはなっております。こちらについては3年に一度点検をしてお
りまして、それに伴って、ある程度危険な遊具について、今回は交換をする予定
ということになっております。以上になります。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。3年に一度点検をされているということ
ですので、安全対策、一生懸命頑張っているんだなというふうには思っ
て——思います。それで——そしたら、先に種類のほう、どこに種類を
設置——どんな遊具が置かれるかということについても伺います。

○関川委員長 松崎副参事。

○松崎子育て支援課副参事 まず永山保育所については、ゼロ歳から2歳児の
対象の遊具が少ないため、こちらについては低年齢用の滑り台を設置する
予定でございます。白山保育所については、遊具の点検の指摘のあった鉄
棒、それから滑り台について、現在の基準に適合する安全な遊具に交換
する予定でございます。永山保育所【「永山保育所」を「久賀保育所」
に発言訂正】につきましては、こちらと同じように遊具の点検の指摘があ
った滑り台について、現在の基準に適合する安全な遊具に交換をする
予定でございます。すみません、訂正。最後、永山ということでお話
させていただきましたんですけど、久賀保育所の誤りです。訂正を
お願いします。

○関川委員長 委員長は訂正を認めます。答弁、終わりでもいいですか。

○松崎子育て支援課副参事 はい、以上になります。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。本当にふるさと納税で子育て施策に活用
してほしいという指定があって、こういうふうな使い方ができたんだな
と思うと大変ありがたいなというふうに思いました。ぜひ、何か厳しい
財政状況だからなかなか替えられないのかなとか思いながら
ですけども、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

○**関川委員長** 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関川委員長** なしと認めます。これで議案第 49 号についての質疑を打ち切ります。

次に、議案第 51 号から議案第 53 号までを一括議題といたします。本件につきましては、8 月 29 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 51 号から議案第 53 号までについて、市長提出議案の説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、議案第 51 号から議案第 53 号までについては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関川委員長** 質疑なしと認めます。これで議案第 51 号から議案第 53 号までの質疑を打ち切ります。

次に、認定第 3 号、令和 4 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。本件につきましては、8 月 29 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第 3 号について説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、認定第 3 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

石井委員。

○**石井委員** よろしく申し上げます。茨城県国民健康保険運営方針に基づいて、県内全て市町村において賦課方式が令和 4 年度から変更されたと思いますが、予算説明書【「予算説明書」を「決算報告書」に発言訂正】の、まず 288 ページの国民健康保険事業の健全な運営ができた、というところの部分からお伺いします。

○**関川委員長** 海老原補佐。

○**海老原国保年金課長補佐** 国保年金課、海老原と申します。よろしくお願ひいたします。ただいまの質疑にお答えいたします。令和 4 年度より、従来の賦課方式 3 方式から、所得割・均等割の 2 方式にさせていただいたところでありまして、保険税減収分につきまして、従来からございます国保財政調整基金を活用して赤字となることなく無事に運営する——健全な運営ができたと認識しております。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 次に、被保険者資格の適用適正化という部分について、お伺いしていきます。国保に加入すべき対象でありながら、加入の手续が取れてない無保険者状態の方や、逆に

社会保険などの健康保険に加入しているのに国保喪失の届出がされてないため重複して健康保険に加入してしまった方などについて、早期に適正な適用を図る対策を講じるということだったんですが、どのような対応をされてきたのか、お伺いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。レセプト点検というような形の下で、1次点検、2次点検、こちらは国保連合会のほうに委託しております。1次点検につきましては全てのレセプトの点検、2次点検につきましては被保険者ごとの2次点検をさせていただき、その中で資格喪失、また負担割合が変わったもの、そういう方を洗い出した上で、適正に請求をさせていただいてお戻りいただくというような形の適正化を図っております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 対象者ってどのぐらいの人数がいたのか、お伺いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えいたします。レセプト点検の総件数になりますが、3万1,137件、再審査につきましては、そのうち188件となっております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 188件の方が再点検ということなんですが、それ以外の方に対する対応というのはどのようにされているのか。ちょっと私もよく分かんないですけど。

[笑う者あり]

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えいたします。国保連合会のほうの1次点検、2次点検を踏まえまして、レセプトエラーというものが各市町村のほうにデータベースで配信されます。そのデータベースを基に各被保険者ごとの、先ほど申しました医療資格、いわゆる社会保険加入期間、国保の加入期間、そちらのほうを精査させていただいた上で日にちを特定し、社会保険であるということであれば、国保分の医療費についてはお返しいただく。また負担割合など所得の変更などによって変わった場合も、同様な形で請求をさせていただいて、国保のほうにお戻りいただくというような形の対応を取っております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。国保税収入の確保という部分で、保険税収納率の向上のために取り組んできたと思われませんが、どのような——徴収率は数字に書いてありますが、滞納処分に対する対応というのはどのように行ってきたのか、お伺いします。

○関川委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 納税課、三浦でございます。委員の御質疑に答弁いたします。まず、こちらのほうなんですけども、国保の徴収率、向上しております。各滞納事案、こちらについて資力の見極めをきちんと行って適正に徴収している結果が、こういった徴収率向上しているものだと考えております。それで、全般的にうちのほうは階層別に滞納額のほうを見ておりまして、そちらも減少傾向でして、最近では10万円以下の滞納者、そちらが半数以上、占めているような状況でして、確実に滞納のほうは圧縮が進んでいることが、

うちのほうの分析では分かっております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。ありがとうございます。そしたら、説明書【「説明書」を「報告書」に発言訂正】293 ページ、特定健康診査事業に要する経費の部分で受診率の向上に努めていくということだったんですが、今年度はどのように評価しているのか、お伺いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。お答えさせていただきます。特定健診の受診率につきましてですが、令和3年度と比較いたしまして、令和4年度は若干受診率が落ちております。こちらの主な内容につきましては、まず一つ、被保険者の方が後期高齢のほうに大部分移行されたということで、まず一つは被保険者の減が挙げられます。もう1点は、ちょうど昨年7月の夏日程の際に新型コロナウイルスの第7波がございまして、予約をされたんですけどもキャンセル等も相次いだということで、受診率が低くなっております。令和5年度につきましては、その点を踏まえまして、まず電話による予約、またウェブサイトによる予約、こちらのほうを周知するような形で被保険者の皆様にお知らせをさせていただいております。あわせて日数等も若干多めに設けまして、なるべく多くの方に受診していただけるような取組を実施しているところでございます。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 受診率が36%ということなんですが、それ以外、キャンセルなどを含めた方々に対しての、何かこう、市としてのアプローチとか何か、1年間かけてされてきたのかお伺いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。受診勧奨という形で、昨年度受診はしているが、今年度受診されていないような方につきましては、市のほうから健診の受診勧奨というもの——お手紙のほうを出させていただいて、なるべく健診の必要性などを盛り込んだお手紙を出して、受診の向上を図っているところでございます。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。ちなみに茨城県内ではどのぐらいの位置にいたのか、お伺いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えいたします。令和4年度につきましては21位という順位でございます。ちょうど真ん中より若干上のほうというようなところでございます。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 21位の数字に対して、どのような市として評価しているのか、伺います。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 受診率につきましては、茨城県においては中間というようなところではございますが、取手市の——とりあえず目標値等もでございます。それに向けて、先ほ

ど申しあげました受診勧奨であったり、あとはまた予約制——事前予約制なども導入しまして、なるべく多くの方に受診していただけるよう努力しているところでございます。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。当初予算の中では2万1,800人で、決算だと1万6,338人ということなので、5,000人近く受けてない方がおられるのかなというところで、ごめんなさい、取手市の目標値というのはどのように設定しているのか、お伺いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 まず、大きな目標なんですけど、国の目標値が社会全体で言うと70%、そのうち国保加入者については60%と定められております。それに向けて、取手市のほうも大体30後半から40ぐらいで推移はしてきたところなんですけど、先ほど申しあげた、コロナウイルス関係で令和2年度あたりから下がってきておりますので、令和元年度またはそれ以前の目標値である40%前後あたりをなるべく目指していきたいなと考えているところでございます。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。ぜひ来年は40%を超えられるように頑張ってください。

次に、集団健診予約管理業務委託料の部分について、最大で16回線で対応したということだったんですが、この詳細を教えてもらってよろしいでしょうか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えいたします。集団健診の予約ということで、これまではコロナウイルス発生前は、皆さんに自由に健診会場に来ていただいて、そこで受診していただくという形式を取っていたんですが、コロナウイルスによってやはり密にはできないということもございまして、予約制ということの一会場の人数制限を決めた上で、電話による予約と、あとインターネット——ウェブによる予約、こちらで事前予約制のほうをさせていただきました。総電——電話の本数につきましては、こちらに記載されており9万9,639本、そのうち受電本数につきましては8,606本というような決算の状況でございます。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。令和3年度では電話回線が20回線で対応してきて、今年度は16回線ということですのでよろしいのでしょうか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 今回ウェブ——インターネットによる予約のほうを導入させていただきましたので、その分として16回線ということで4回線ほど減少はしておりますが、インターネットでの予約のほうが可能になったということで、予約的なものについては令和3年度と同じような状況でございました。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。以上です。

○関川委員長 石井委員、冒頭、「予算説明書」と発言しましたが……

○石井委員 決算ですね。

○関川委員長 (続) 決算報告書、これで訂正させていただきますので、よろしいですか。

○石井委員 それでお願いします。

○関川委員長 そのほかありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です、よろしく申し上げます。国保の特会で、私個人的にちょっと令和元年から4年まで決算を自分で調査したんですけれども、特にその中で調定額と不納欠損と収入未済についてお伺いいたします。令和4年度は、この推移を見る限り、収入未済額・不納欠損共に結構少なくなっておるんですけれども、その要因についてお尋ねいたします。

○関川委員長 細井補佐。

○細井納税課長補佐 納税課、細井です。金澤委員の御質疑にお答え申し上げます。不納欠損額についてですが、昨年令和3年度より、金額・件数共に減少しております。これは収入調査、それから財産調査によりまして、不納欠損に至る前に滞納者の納付資力の回復、収入とか財産の発見ということができているためと考察しております。以上です。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 収入未済については、いかがですか。

○関川委員長 細井補佐。

○細井納税課長補佐 お答えいたします。収入未済につきましても収入から欠損額を引いたものになりますので、同様の傾向と考えております。以上です。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 さっき石井委員の質疑の中にも、令和4年度で賦課方式が変更になってというところあるんですけど、取手市としては値上げをせずに対応したというところですけども、その辺というのは何か関連はしてますでしょうか。

○関川委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 納税課、三浦と申します。金澤委員の御質疑に答弁いたします。方式の変更によってそちらのほう——うちの納税課としての体制が——徴収体制が変わったかということは特にございません。今までどおり、一応方式が変わったとしても同じようなやり方をやってまして、それで結果として徴収率・収納額、そちらのほう年々増えてきているような状況でございます。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。保険料が、なかなか払いたくても払えない方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった方々への対応を丁寧にやっていただいていると思うんですけれども、令和4年度においては何か、こういった対応をされてきたのかお尋ねいたします。

○関川委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 お答えします。滞納者——まず、滞納者の世帯についてでございますけれども、こちらに関しましては自主納付と納税相談、そちらを促すために、現年分の滞納者

にしましては、催告文や納税相談の案内文、そういったものを送付しております。それで、あわせまして過年度分の滞納者につきましても、納税状況によりまして随時、催告文を発送するとともに納税相談、そちらのお知らせも行っております。そのほかにも、ホームページなどで早期納付を勧奨するような周知文掲載しております。納税課としましては滞納者が催告文、結構放置しちゃう方がいるんですけども、放置しないでよく見ていただいて、納付が厳しい場合は納税課のほうに御相談に来ていただければなと思っております。以上です。

○**関川委員長** 金澤委員。

○**金澤委員** 納税課のほうの対応は分かりました。国保年金課としてはどのように対応をされてますか。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** 国保年金課、関口です。御質疑にお答えさせていただきます。今、納税課の三浦課長のほうからお話あったと思うんですが、窓口で国保税のお支払いについて御相談またはお問合せをいただいた際には、まず保険税の、どういう形で賦課されたのか、その辺のところをお話しさせていただいて、その後、個人個人ご事情が異なりますので、丁寧な説明をさせていただいた上で、納税課のほうに、今おつなぎしているというようなところがございます。以上です。

○**関川委員長** 金澤委員。

○**金澤委員** 今後も丁寧な対応をお願いいたします。あと、この特会の実質収支の部分も令和元年度から4年間推移を見てきたんですけども、今年度は8億6,400万円というところがございます。この収支もやはり減少傾向にあって、基金を取り崩しながら対応してる、していくという方針によってだと思んですけども、今回8億6,400万円ということで、令和元年度、令和2年度、令和3年度から比べると少ないんですけども、その要因についてお尋ねいたします。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。令和4年度につきまして、過去10億円近い前年度繰越金ということで、黒字財政ということになっていたわけですが、令和4年度については、今委員のほうからございました約8億円というような余剰金でございました。その減った要因につきましては、やはり一つは被保険者数の減少によるものと、あと歳入では、昨年度より平等割のほうを廃止させていただいて、その分基金のほうで補てんさせていただいている部分と、あとは先ほどの被保険者の減少に伴って普通交付金の減少。歳出のほうにおきましては、やはり1人当たりの医療費が医療の高度化によって伸びている状況、さらには県の事業納付金も毎年値上がりしているような状況でございます。その辺のところは今回8億円ということで、前年度から比べると約4億円ぐらゐの差が出たのかなと推理しているところで——考えているところがございます。以上です。

○**金澤委員** ありがとうございます。

○**関川委員長** そのほかありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いします。私のほうからは、先ほど金澤委員も質疑してたんですけども、この基金なんですけど、歳入から歳出の差引き、実質収支が8億円ということで、令和4年度の基金残高が44億2,300万円ぐらいになってるかと思うんですけども、当初シミュレーションした金額は実質収支が4,000万円ぐらいだったと思うんですけども、これが8億に実質収支がなった要因というのは、どういうふうに分析されてるんでしょうか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。前回委員の皆様にお渡ししたシミュレーション表では、差引額、いわゆる余剰金につきましては4,000万円程度というふうなお見込みで出させていただきました。こちらにつきましては、当初予算で4,000万円というふうな形で計上させていただいたものでございます。なお、前年度の繰越金、いわゆる歳入歳出の余剰金につきましては、当該年度の今頃の時期、やはり9月の補正——決算ですかね、そちらのほうで金額が確定するため、当初予算ではなかなかその前年度繰越金を正確に見込めないというふうなことがございまして、当初予算の4,000万円から、実質令和3年度の歳入歳出を差し引いたところ、8億円の——約8億円の前年度繰越金があったということで、今回、新たなその4,000万円から8億円というところに変更させていただいたというふうなことでございます。その8億円になった要因につきましては、先ほど金澤委員のほうから御質疑があった歳入と歳出、そちらの決算によるものと見込んでいるところでございます。以上です。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 ありがとうございます。ただ我々——私たち議員から見ますと、このシミュレーション自体が、信憑性というのがどうなのかなと。実際、当初は4,000万円でしたけども、やってみたら8億になったと。あまりにも金額が大き過ぎるんで、この辺の——確かに今課長がおっしゃったように、9月ぐらいにならないと実際の実質収支が判明しないんで、という答弁なんですけども、これをもうちょっとこのシミュレーションを——精度を高くした形でのシミュレーションというのをちょっと望みたいなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。精度の高いシミュレーションということで、確かに委員おっしゃるとおりなんですけど、やはり前年度の決算が確定しませんでした、なかなかその繰越金、いわゆる余剰金というのが明確に見えてこないというところが大きな要因だと捉えております。また仮に当初予算で前年度繰越金を大幅に上げた歳入で計算しますと、仮に、もし歳出の給付金等が足らなくなると大きな、当然補正というふうな形にもなるでしょうし、基金からの補てんというか、もしくは最悪の場合は一般会計からの法定外繰上げ——繰入れというところもやはり考えられなくはないので、その辺につきましては今後とも慎重に推移を見極めながら、なるべく正確なシミュレーションを出していければと考えております。以上です。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 分かりました。その辺、今後もちよっと努力していただければと思います。

それと次に、特別会計の決算のページ 28 から 29 ページの歳入の予算現額と収入未済額の比較で言いますと、この県支出金が約 1 億 5,000 万円ぐらい増となっているんですけども——予算と収入未済額の差が、これの要因というのはどのように分析されてるのでしょうか。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 国保年金課、海老原でございます。お答えいたします。県支出金の増についてなんですけれども、保険者努力支援などの当市の取組によって評価されて、想定よりも多く入ってきた部分というのがございましたためと分析しております。以上です。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 例えば、国保加入者というのは、被保険者というのは減少傾向があると。それから 1 人当たりの医療費なんかも、これ、多くなっている傾向はあるわけですね。そういったことも影響しているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。先ほど保険者努力支援金分ということで、その増額の要因については御説明させていただいたところなんですけど、こちらの保険者努力支援金分というのは、例えば健康診査とか、あと税の収入率、各市町村が独自に取り組んだ健康事業に対しましてインセンティブというような形で国のほうから、その助成金が頂けるような制度の仕組みとなっております。そのため、こちらについては先ほどの被保険者の減が全くということはないですが、その辺のところにはさほど影響されずに、あくまでも取手市が取り組んできた保健事業に対するインセンティブ——要はパーセンテージで頂けるものだと理解しておりますので、さほど被保険者の減であったり、賦課方式が変わったことによる影響ではないかと考えております。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。それともう 1 点なんですけども、この歳入について他会計繰越金、これは一般会計——一財から投入されてると思うんですけども、今年度に関しては 9 億——失礼しました、5 億 9,600 万円ぐらいですか、一財から入ってるかと思うんですけども、例えば——これはちょっと私もよく分からないんですけども、基金が積み上がってる状態で一財からの繰入金を調整していくというような考え方というのはあるんですか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。こちらの一般会計からの繰入金につきましては、主に職員の給与であったり事務費であったり、あと保険料の負担軽減分であったり、出産育児一時金というようなものを一般会計のほうから特別会計のほうに繰り入れている状況でございます。基金につきましては、あくまでも給付費のほうの積み上がってきたものでございますので、基本的には一般会計から繰り入れた職員

給与であったり事務費に充てるというのは本来はふさわしくないというようなことで、こちらのほうの充当は考えてはいないところでございます。

○**関川委員長** 鈴木副委員長。

○**鈴木委員** ありがとうございます。そうしますと、保険給付等にはかかわりなく一財、一般会計からの繰入金というのは、あくまでもその職員の給与だとか……

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○**鈴木委員** (続) 事務的な経費に充当しているということで、これは今後も変わっ——変化はしていかないということですか。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** 御質疑にお答えさせていただきます。若干職員の人事異動によって単価が異なりますので、その辺で少しの減になったり増になったりということは考えられます。あと、先ほども保険料の負担者軽減分というところでも充てておりますので、その辺のところでも被保険者の減少とかによって変わってくる部分はあるかと思うんですが、おおむね、この辺りの金額で推移していくものだと考えているところでございます。以上です。

○**関川委員長** 鈴木副委員長。

○**鈴木委員** 御丁寧な御説明ありがとうございます。私のほうは以上です。

○**関川委員長** そのほかありませんか。

遠山委員。

○**遠山委員** 遠山です。私のほうからは決算書で質疑を行います。まず28、29ページなんですけれども、歳入の点で、先ほど金澤委員のほうからも質疑されましたけれども、まず不納欠損分、この辺、納税課のほうでも熱心にやっていたらいいように、また国保年金課のほうでもよく窓口も、市民の姿が見えないということがないくらい、気軽にと言ったら変なんですけど、よく相談に来てくれるんだなというふうに、その辺は評価というか、市民の——加入者の皆さんにも、そういった——理解してもらってきてるんだなという、そういう形で見えています。ただこの不納欠損が、それでも2,000万円出てるというところなんですけども、その状況、市民の暮らしというか、その辺の収入状況を調査したということなんですけども、その辺の状況をどのようにつかんでるのか、どちらが答えられるか分からないんですけれども、質疑します。

○**関川委員長** 三浦課長。

○**三浦納税課長** 納税課、三浦でございます。遠山委員の御質疑のほう、答弁いたします。まず不納欠損、こちらについてでございますが、その前段階としまして、納税相談や財産調査によりまして納付困難と判断した滞納税について、滞納処分の執行停止を行っております。そして基本的には、この執行停止が3年間継続したときに納税義務が消滅しますので不納欠損となります。不納欠損となった理由、こちらでございますけども、ちょっと大きなくりとしましては、滞納者に差押えできる財産がない場合や生活困窮者である場合、こういったところが大半を占めているような状況でございます。以上です。

○**関川委員長** 遠山委員。

○遠山委員 市民の暮らし、状況というのは、そういったところなんだろうなということで心配しているところです。それから収入未済額、この実態をどのように理解し受け止めているのか、国保年金課のほうの答弁になるかと思うんですが、伺います。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課の関口です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。収入未済額ということで、やはり保険料を——保険税、こちらをお支払いいただくのが困難というような方が納めていないために収入未済額が上がっていると分析はしておりますが、中では当然亡くなった方の保険税であったり、または転出してしまったところの保険税であったりということで、一概に生活困窮者ということに限ってはございませんが、多くの内容については、やはりちょっとお支払いするのが難しい方が納めていらっしやらないというところではないかと考えてはおります。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 基金を活用して保険税額を少しでも軽く——軽くというか軽減しようということで議会も一つになって進めてきたわけなんですけれども、残念ながらその初年度でもこういった実態があるというところは、私たち議会としても深刻に受け止めなきゃいけないというふうに認識を改めてしているところです。

続いて、県支出金なんですけれども、保険者努力分というところで頑張ってきているという、その辺は大変、市政の方針というところで評価をしているところなんです、その県補助金の内訳というのは取手のほうからも確認すべきだということで、議会でも取り上げてきたところなんです、その辺はどうでしょう、県のほうから。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 国保年金課、海老原でございます。お答えいたします。県支出金の内訳という——歳入の内訳ということでよろしいでしょうか。

〔遠山委員うなずく〕

○海老原国保年金課長補佐 (続) 県支出金のうち一番大きいのが給付に関しての普通交付金約 69 億 7,000 万円、次に特別交付金としまして——この中がちょっと内容が分かれておりまして、保険者努力支援が約 4,370 万円、特別調整交付金、こちらが 1,364 万円、あと都道府県繰入金というものが 2 億 5,250 万円、あとは特定健診に関する負担金としまして、現年度分として 2,597 万円、あと過年度分の精算で 163 万円。これと別に保健事業費の補助として、健康増進事業費補助金ということで約 152 万円という内訳になっております。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 国のほうから出ているというふうに聞いているんですけれども、前期高齢者分、その辺が減るでしょう——減るだろうということで、これまでも担当課は心配していたということなんです、それは県の支出金の中には入っていないの。あくまでも、国庫支出金の——こっちになるんですか、その確認。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。今の前期高齢者分

の支援金分というようなお話でしたが、こちらの後期高齢医療制度が平成20年に新たに創設されて、県の国保財政が一本化したのが平成30年ということで、それまでは市のほうに入っておりましたが、今現在は国のほうから県のほうに支援金分が入っておりますので、市のほうの歳入のほうには今現在は入っていないような状況です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 それは分かってんのね。だから、それってでも取手市の分として今まで見てくれてたと——くれていたというか、見てたものじゃないですか。それが県の一本化になったとしても入ってきてると思うんですけど、なくなったわけじゃないからね。それがどこにあるのという確認です。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 お答えいたします。今、委員がおっしゃった部分につきましては、普通交付金の中に含まれるものということで、よろしく願いいたします。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。それで、じゃあその分は金額的には、まるっきりそれイコールではないですよ、前期高齢者分。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 前期高齢者分も含めて、他の給付も含めて、すみません、69——約69億円ということで、申し訳ございません、ちょっと今手持ちで数字がございませんので、後ほど確認させていただきます。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 続いて、延滞金の内訳はいいか——次の30、31ページのほうになりますけども、保険給付費の点で当初予算現額よりも減ったわけですよ、支出済額が。その場合、一番右側の予算現額と支出済額との比較で、これってマイナス分ではないのかなと思ったんですけど、これは違うんですか、考え方を伺います。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 申し訳ございません。ちょっと内容よく確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○関川委員長 遠山委員、もう一度。

○金澤委員 質疑、難し過ぎてるんだよ。

[笑う者あり]

○遠山委員 難しくないのよ。単純なんだよ、これ。単純なんですよ。この表で——表というか、内訳で保険給付費が予算現額が73億円となってるじゃないですか……

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続)それが支出済額、実際には保険給付費って70億円で済んだということなんです。これまでも再三、保険給付費はこれでも加入者は減るけれども給付費減る——増えるからと心配してるんだけど、これ減ってるじゃないのという確認なんだけど。これ三角、マイナスにならないの、不用額ということは。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 お答えいたします。当初見込んでいるよりも——ざっくりと医療、あまり使われなかったという認識であります。あと、やはりコロナの影響による受診控えが多少なりとも影響しているがゆえに、不用額が3億7,000万円と出てしまっているのではないかと分析しております。以上です。

○遠山委員 分かりました。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 あと、次の3点——3番——款3なんですけど、納付金、これも——これは予算現額と支出済額と同じなんですよね。だからそんなに心配なくていいんじゃないかという質疑なんですよ、内容はね。質疑するねらいというのは、先ほどから納付金が増えるだとか、保険給付費が増えるだろうから、加入者は減るんだけど、それを心配して……

[柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○遠山委員 (続) 基金も大変だということなんですけど、その点の考え方、伺います、改めて。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 お答えいたします。こちらの納付金に関しましては、被保険者の数や各自治体の医療費水準などに基づいて県のほうで算——金額が示されるわけなんですけれども、ここ二、三年、毎年2億ぐらいずつ増加傾向にございまして、県のほうでも、被保険者は減るんだけど1人当たりの医療費については増加傾向にあるというのが否めないということで、今後もおそらく2億程度ずつ増額になってくるものと捉えております。以上です。

○関川委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。本件につきましては、8月29日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第4号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○関川委員長 賛成多数です。よって、認定第4号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

石井委員。

○石井委員 予算説明書の301ページの——ごめんなさい、また間違えた、もとい、決算——ちゃんと決算見てるんですけど、決算報告書の301ページの部分で、被保険者数が、令和3年度から令和4年にかけて微増、増えているということで、今後、前期高齢者から後期高齢者に移行されてくる人の推移とか人数とか、そういったものは担当課で把握しているのか確認いたします。

○関川委員長 関口課長。

○**関口国保年金課長** 国保年金課の関口です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。今後の後期高齢者医療制度における被保険者の推移ということでございますが、昨年度から団塊の世代の方が後期高齢者制度のほうに約1,500人ほど移行しているような状況でございます。今後さらに、2025年に向けて毎年2,000人弱で伸びていくものと推移をしているところでございます。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 2,000人、増えていくということで、結構な人数だと思うんですが、今後この後期高齢者の方が増えていくに当たって、何かこう課題だったり対策だったり、そういったものは考えて——何かそういったものを考えてることがあるんでしょうか。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** お答えさせていただきます。確かに後期高齢者医療制度におきましては取り巻く環境が、昨年度から窓口の2割負担、また令和6年度以降については出産育児一時金の一部負担など、さらに保険料または負担割合なども上がるような国のほうの方針が出ているところでございます。取手市といたしましては、その辺の被保険者の負担軽減をなるべく図れるようということで、県の後期高齢者医療の広域連合のほうに、その都度機会あるごとに、なるべく保険料は上げずにしていただくというようなところで、要望は引き続きしていきたいなと考えているところでございます。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 広域連合に要望していくということで、これは市単独で要望を行っていくんですか、それとも県全体で行っていくのか、お伺いします。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** 御質疑にお答えさせていただきます。基本的には、後期高齢者連合の中にいろいろ部会がございます。例えば保険料部会とか、健康保険の部会であったり、その部会ごとに年に4回から5回程度集まった中で、今後の保険税についてとか、また給付についてというようなところの検討をさせていただいているところでございます。その中の部会のほうでしっかり広域連合のほうの事務局のほうに、市として——市町村の——県内の市町村の意見というような形で要望のほうは出させていただいているところでございます。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。——石井委員、マイク入ってないです。

○**石井委員** ちなみに広域連合の何ていうんだ——会長、議長はどちらの市になるんでしょうか。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** お答えさせていただきます。昨年度までは北茨城市の市長さんだったんですが、令和5年度から守谷の市長さんのほうに代わっております。

○**石井委員** そうなんですか。

〔「何かあるの」と呼ぶ者あり〕

○**石井委員** 何もないです。一応聞いておこうか……。

〔笑う者あり〕

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 すみません、一応ちょっと確認しておこうかなと思ひまして、失礼しました。

先ほども国保の部分で聞いたんですけど、後期高齢者医療事務に要する経費ということで、この健こ——違うのか、これ。ちょっと待って、いいかな——すみません、以上です。ありがとうございます。

○関川委員長 そのほかありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。私のほうからは、後期高齢者の本当に保険税額が高くて困るという、負担感が大きいという声が相当届いてるわけなんですけど、ちょっと高齢者の——後期高齢者の方々の所得額というか、その辺をちょっと構成状況を伺いたいと思います。まず、令和4年度決算での人数というのがここに2万数人と書いてあるわけなんですけど、その中で所得のない方というのは大体どのくらいという人数、それから所得ありは残りとなると思うんですけども、分かればお願いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課の関口です。所得のない方というのはちょっと今手元に資料がないので、所得ゼロという方は把握はしていないんですけど、低所得者の保険料の軽減、例えば7割軽減、5割軽減、2割軽減というような方であれば、令和4年度についてお答えさせていただきますと、7割軽減の方が7,523人、5割軽減の方が2,323人、2割軽減の方が3,264人、被扶養者軽減の方が130人ということで、低所得者の保険料の軽減については、合計で1万3,240名の方が軽減されているというような状況でございます。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、残りの人数が所得はあるよということでもいいかと思うんですけども、その人数を改めて——引き算ってことないか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 すみません。正確な——おおよそ大体、2万人だと7,000人から8,000人程度の方だと思われま。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 それで、令和4年度のこの決算の中身なわけですけど、10月から医療費窓口負担が増えました。200万円以上の所得の方が2割負担ということだったと思うんですけども、その人数をお願いします。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。2割負担の方は5,682名の方になります。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 320万円以上は3割負担というのは変わらないということだと思ひますが、その方は何人ほど。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 3割負担の方、いわゆる現役並みの所得がある方ということになり

ますが、1,518名になります。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、あとは滞納状況というのとはどのようになっているのでしょうか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。滞納状況で分納誓約——保険料がお支払いできなくて分納でお支払いしていただくというような形の方の数字を申し上げますと、令和4年度につきましては7件ございました。その中で完納している方が3件、以上でございます。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。分納して、そういった形でやられてるというところは、一つの払いやすくするというところで応えてくれているということだと思っておりますが、全体的には後期高齢者の方たちは、保険料は結構ぴったり——年金引き落としということもあるんだらうけど、その辺の状況はどのようにつかんでますか。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 御質疑にお答えさせていただきます。令和4年度の滞納対策ということで、昨年度は5月10日に170件の催告状をお出ししております。54名の方が御納付いただきましたので、基本的にはそれ以外の方は、分納誓約などをしながら納めていただいているというような状況でございます。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、あとは保険証というものは、国保と同じで、資格証明書というふうなことにやっぱりなっているんですか、後期高齢の場合にも。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。確かに短期保険証と資格者証というものがあるんですが、基本的に後期高齢の制度については、資格者証は出さないというようなことで取決めがなされておりますので、国保のほうでは——失礼しました、後期高齢のほうでは、6か月の短期保険証のほうで対応させていただいているというような状況でございます。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 短期保険証は、先ほどの170件のうちの残りということなんですけども、その辺の人数、改めて確認して終わります。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。短期保険証につきましては納付率が50%以上の方——すみません、50%に満たない方に短期保険証のほうをお出ししている状況でございます。令和3年度につきましては18人、令和4年度については11人というような状況でございます。

○遠山委員 以上です。

○関川委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関川委員長** 質疑なしと認めます。これで、認定第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第5号、令和4年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。本件につきましては、8月29日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第5号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、認定第5号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

石井委員。

○**石井委員** 決算報告書、307ページのところに、65歳以上は3万6,780人で、高齢化率が34.73%になるということなのですが、今後、取手市の高齢化率というのはどのように推移していくのか、お伺いしていきます。

○**関川委員長** 秋山課長。

○**秋山高齢福祉課長** 高齢福祉課、秋山でございます。お答えいたします。高齢化率に関する御質疑でございます。高齢化率、そこにありますとおり、令和4年度末で34.73%になります。先ほどよりお話の中に団塊の世代が75歳を迎えられるということで、それが2025年で団塊の世代の皆さん、後期高齢者を迎えられるようになります。高齢化率でございますが、これまで取手市においては右肩上がりでここ数年上がってきたところでございますが、その上がり方が若干緩やかになってきているという傾向がございます。市の人口全体の関係もありますが、引き続き右肩上がりではあります、若干上がり方は緩やかになっていくというように考察しております。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。ちなみにこの高齢化率、取手市は茨城県内の中でどのぐらいの位置にあるのかお聞きします。

○**関川委員長** 秋山課長。

○**秋山高齢福祉課長** お答えいたします。高齢化率でございます。ちょっと手元に資料ございませんが、茨城県平均、全国平均よりは、高齢化率は高くなっております。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 高くなっていると、分かりました、ありがとうございます。317ページ、介護予防福祉用具購入給付費に要する経費の部分で、令和3年度から令和4年度の決算件数を見ていると、結構30件近く上がったんですけども、これはどのような要因があったのかお伺いします。

○**関川委員長** 秋山課長。

○**秋山高齢福祉課長** お答えいたします。委員ご指摘の件ですが、30件程度、割合にして約3割ほど上がっているかと思えます。この点に関しましては被保険者がやはり上がっておりますので、各種サービスが上がっております。その傾向として、この介護予防福祉用

具購入給付費に関しても上がっているということで考えております。この辺ちょっと個々のものに関する細かい掘り下げというのが、若干ちょっとできないところもあるんですけども、上がっているという状況でございます、すみません。

○石井委員 ちょっとごめんなさい、最後の部分、聞こえなかった。

○秋山高齢福祉課長 まず、個々のサービスについて、全体的に各種サービスは給付率——給付量として上がっているわけなんですけども、特にここは3割、件数にして30件ほど上がっていることについては、考察は、ちょっとしておりません。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。次、323ページの介護予防普及啓発事業に要する経費の部分で聞いていきます。「取手市健康づくりキャラクターとりかめくんグッズによる啓発を行うことで、介護予防及び健康の保持増進が図ることができた」という表現をされているんですけども、どのような増進が図れたのか、お伺いします。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。質疑にお答えいたします。とりかめくんキャラクターなんですけど、毎年グッズを作成しておりまして、いろんなイベントにお配りした中で、とりかめくんのキャラクターを基に啓発運動を推進——健康づくりということでの推進を図っている状況です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ちなみに担当課としては、このとりかめくんのキャラクターはどのぐらい取手市内に浸透しているか——と思いますか。これ大体10年ぐらいですよ、出来て。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。来年でとりかめくんは10周年という形にはなるんですけども……

○石井委員 そうなんだ。すばらしい。

○香取健康づくり推進課長 (続) 気持ちとしましては、市内ではほぼ99%ぐらいの……

○石井委員 それは市役所は……。

[笑う者あり]

○香取健康づくり推進課長 (続) 認知度はあるかと思うんですが、今後もキャラクター、10周年を迎えますので、キャラクターも含めて健康増進というものに進めていきたいと思っております。

○関川委員長 渡来部長。

○渡来健康増進部長 健康増進部の渡来です。少し補足させていただきます。今課長答弁したとおり、市の中——市の職員の中では、このキャラクターの存在というのはもう、ほぼほぼ知れ渡っているものだと思います。今日、佐野委員と杉山委員もポロシャツのほう着用していただいているんですけども、こういった様々な機会、グッズを通じて健康づくりというのを啓発しています。なかなか「健康」という言葉になると、あまりこう、押しつけるものよりも、徐々に広がっていくもの、意識していただくものというふうを考えておりますので、こういったキャラクターを通じて啓発のほうは進めてまいりました。市民へ

の周知、どれぐらい知れ渡っているのかということになるんですけども、例えば様々なイベントのときにキャラクターグッズのほうをお子さんとかにお渡ししたりします。そうすると、「あつ見たことある、知ってるよ」というようなお声もいただきますので、10年ぐらいかけて徐々にではありますけども、広まっているんだろうなというような認識を持っております。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。昨日、ある議員がとりかめくんのピンクのポロシャツを着ていて、うちの母が初めてとりかめくんを知ったということで、私も着てはいたんですけども、その世代の人たちはなかなか知る機会がないのか、「そのポロシャツいいね、売ってるの」という会話をちょっと聞いたので、なかなか、10年たって、渡来部長がこう取り組んできたこと——キャラクターだと思いうんですけども、なかなかまだ広まってないんだなというのを私は実感したので、ちょっと質疑させていただいたのと——させていただきました。なので、来年10周年ということなので、何かしらアクションがあるのかなと思いますので期待しているところでもございます。

それと、フレイルの日記念イベントについて伺います。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** 香取です。石井委員の質疑に答弁いたします。フレイルということで、まずフレイルというのは、加齢によって体や脳の働きが衰えた状態をフレイルといいます。そういったフレイルの啓発というところで、昨年——今年の2月1日に、フレイル記念ということで講演会等を実施——イベントを実施いたしました。今年度も、続けて2月1日ということで——フレイルの日ということで、啓発のほうの事業を行ってまいりたいと考えております。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 「フレイル予防」ということで数年前から出てきた言葉だと思うんですけども、この講演会をすることによってどのような効果があったのか、お伺いします。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** お答えいたします。フレイル予防ということで、まずは運動とか栄養とか、あと社会参加というものが大事だと言われておりますので、そちらのほうを啓発していくというところで、皆さんにフレイル予防というものの大切さというものを知っていただくというようなことで事業を推進しております。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。324ページのここの目的というところで、「住民主体の「通いの場」等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする」と載ってるんですけども、今年度は、何かこう、通いの場など増えた件数——件数が増えたのかどうなのか、伺います。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** 香取です。お答えいたします。実際に75歳以上の高齢者というものが増えていくというところで、やはり介護予防、認知症予防という取組が重要だ

と考えておりますので、具体的には地域の高齢者の健康維持や介護予防を図るための——としてのボランティア事業者、いわゆるリハビリ体操やチューブ体操、介護予防教室というものを開催しております。また、地域の高齢者の方が集会所などでの身近な通いの場で、お互い声を掛け合って介護予防を継続していただくという団体も出ておまして、その団体が9団体という形で、実際に昨年度は2団体増えまして……

○**関川委員長** 香取課長、マイクが。

○**香取健康づくり推進課長** (続) 地域で自主的に介護予防に取り組む団体というのは9団体という形でなっております。

○**関川委員長** 課長、もう一度すみません、マイク入れてもらって、最初からすみません、お願いします。

○**香取健康づくり推進課長** 石井委員の質疑に答弁いたします。地域で活動する団体についてということで、お答えいたします。高齢者の健康維持や介護予防というものを図るために、ボランティア団体の活動、そういったものに継続的に活動の経費を補助しているような状況です。地域で自主的に介護予防に取り組む団体は9団体ということで、実際に昨年度は2団体増えて9団体というような形になっております。そのほか、地域でボランティアによる指導者——ボランティア指導者によるリハビリ体操やチューブ体操などの介護予防教室というものが開催されておまして、そちらの指導者の育成というものに対しても、担い手の育成というもので取り組んでおります。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。2団体増えたということで、引き続き取り組んでいただけたらと思います。

327 ページ……

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○**石井委員** (続) 認知症高齢者見守り事業に関する経費ということで、今後、高齢者の見守りというところでどのくらい増えていくのか、推移しているのかお伺いします。

○**関川委員長** 秋山課長。

○**秋山高齢福祉課長** 高齢福祉課、秋山でございます。認知症高齢者の今後の動向ということの御質疑かと思っております。先ほど申し上げましたとおり、高齢者の割合が後期高齢者のほうが全体には——高齢者全体における割合の5割を超えた。前期高齢者よりも後期高齢者のほうが多くなっているという状況がございます。その結果、認知症の疑いがある方も今後恐らく増えていくというように考えております。この認知症高齢者見守り事業のキーホルダー、それからステッカーの配布、こういった事業についても引き続き啓発、周知しながらお知らせしていきたいというように考えております。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 今後、後期高齢者などが増えてきて、恐らく——後期高齢者だからといって認知症とはつなげてはないんですけども、認知症の方が増えていくに当たって、例えば見守りステッカーとかそういった部分ではなくて、例えば私、一般質問でも一度質問させていただいたことがあるんですが、GPSだったりとか、何かそういったデジタルの部分を

取り入れていくことも考えているのかどうか、お伺いします。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。GPSによる見守り、その方が徘徊をしてしまった場合に、GPSで現在地が分かるという状況があります。ただGPSに関するものについても、現在商品化はされておりますが、そのGPSを高齢者が持って歩いているとは限らないというのがあります。今回我々が事業で行っておりますキーホルダーやステッカーに関しましては、ふだん履いている靴ですとか、ふだん着ている上着ですとか、そういったものに貼り付けることによりまして、その人が習慣として身に付けているものにその人のIDをくっつけるというような形でやらせていただいております。GPS等に関しましても今後商品等の情報はちょっと注視しながら、検討していきたいと考えております。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 保護時——ここの内容の部分で……

[発言する者あり]

○石井委員 (続) 保護時の問合せに24時間対応できて——できる体制を整えたということなんですが……

[柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○石井委員 ここをもう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。そちら、決算報告書327ページにございますとおり、こちらの事業については各圏域の地域包括支援センターにお願いしているところがございます。各地域包括支援センターには緊急時の対応もお願いしていることがございますので、例えば、徘徊の高齢者が夜間に発見され、その方がステッカーですとか、キーホルダーを身につけたということであれば、夜間でも対応できる——夜間・早朝でも対応できるということになっております。

○関川委員長 そのほかありませんか。

齋藤委員。

○齋藤委員 お願いします。私も報告書からお願いしたいと思います。まず308ページです。ごめんなさい、308ページ、ここのところで、介護保険の状況のところで負担割合別認定者数ということで数のほうが提示されておまして、この中でちょっと気になる部分が第2号被保険者なんですけれども、去年に比べてちょっとずい——ちょっとというか増え方が相当あるねと思いました。お若い方なんですけれども、この状況について、ちょっと市内の状況を説明していただければと思います。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。決算報告書308ページの負担割合別認定者数の中で2号被保険者が、令和3年度71名から、令和4年度96名に上がっているというところの御質疑でしょうか。この部分に関しまして、2号被保険者が約2割から3割上がっていることに関して、ちょっと分析、考察はしておりません。

○齋藤委員 そうなんだ。

○石井委員 でも結構重要ですよ。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今回は——今年度はされてないということですが、今後ちょっとそういう、何で増えて、若い方で、こういう方が増えてるのかなというのはちょっと、もしよかったら注視していただければというふうに感じますので。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 それでは、今後の2号被保険者の増加に関しましても注視してまいります。なお、この2号被保険者に関しましては、介護保険等の対象となる病気が原因で要介護認定を受けた方ということになっております。40歳から64歳で、脳血管疾患ですとか、パーキンソン病などの特定の疾病によって要介護状態になった方ということになっております。そういった方が市内で71名から96名で増えたという状況、これは引き続き注視してまいりたいと考えております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よろしくお願ひいたします。それで、これもちょっと関連するんですけども、次の309ページです。地域密着型のサービス受給者数に関してなんですが、要支援1と2の方は、地域密着型はあんまりニーズがないのかなというふうな感じでございますけれども、支援者の数、要支援1・2の方はかなり数もいらっしゃるけども使わなくて済んでいるというような状況です。その中で、令和3年度は1号の被保険者で3名、令和4年度は1名いらっしゃったということです。このような方について何か状況をつかんでいらっしゃったら、説明をお願いいたします。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。この地域密着型サービスでございますが、主なサービスの内容が認知症対応型共同生活介護、グループホームですとか、そういった方が御利用になるサービスが多くございます。ですので、要介護1から5の方——要支援2の方もお使いはいただけるんですけども、主な利用者としてしましては、要介護の方がお使いになるというのが多くなっている状況でございます。一部ここにありましており、要支援の方の御利用もございますが、そういう形で推移しているという状況でございます。ちょっとこの要支援の方が3名——昨年度3名——失礼しました、令和3年度に3名、令和4年度に1名ということで、その状況に関してはちょっと細かい考察はしておりませんが、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に311ページに行きます。介護認定審査会に要する経費でございます。年間、専門家の方全部含めて構成する35名の皆様がこの審査会をされております。115回ということなので、かなり多くあるようにも見えますけれども、これ多分恐らくいろんな、35名の方が全員でされるわけじゃなくて、いろんなことでされてると思いますが、その審査会の状況についてもちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。介護認定審査会ですが、高齢者——被保険者で

すね、被保険者の増加によりまして、やはり介護保険の申請数も増えております。そうしますと、こちらの介護認定審査会の開催がより重要になってくるということで認識しております。こちら、決算報告書にありますとおり、タブレットの購入、クラウドサービスの導入を行いまして、介護認定審査会の委員、介護・医療の専門家が、より効率的に会議に御出席いただけるようにその状況を——環境を整えたところでございます。引き続き介護認定審査会は定期的かつ安定的に開催してまいりたいと考えております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 115回が2年続いているわけなんですけども、この審査会の回数も年々増えてきているような気がしますが、そうでもないのでしょうか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。こちらのほうは1回に行う審査の件数もございますので、そういった件はある程度申請の状況を見まして定期的に行っております。こちら数字のほうは令和3年度と令和4年度、くしくも115回と同じ数字になっておりますが、今後は多くなることもありますが、先ほど申し上げた委員との調整等々を行いまして、定期的・安定的に開催してまいりたいと考えております。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 次に、325ページに行きます。325ページです。これは、その前のページから地域介護予防活動支援事業に要する経費のところの説明をされておりますけれども、介護支援ボランティアのことです。これ、ちょうど12名、今いらっしゃるんだなという感じですが、ボランティアの方が増え——減っているような気持ちもするんですが、これ、いかがな状況でしょうか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。こちら介護支援ボランティアポイント制度でございます。こちらの内容を改めてお話しさせていただきますと、65歳以上の要介護認定の未取得者、お元気な高齢者が、市の指定した介護施設また老人保健施設等でボランティア活動に従事いただくと。その従事いただいた実績に応じてポイントを付与し、交付金を交付するという事業になっております。この事業なんですけども、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、先ほど申し上げた介護保険施設並びに老人保健施設への外部からの人の立入りがどうしてもできなくなったということがございまして、昨年、一昨年と実績がぐんと落ちたという状況がございまして。介護支援ボランティア交付金に関しましては12名ということで実績が上がっておりますが、だんだん新型コロナウイルス感染症が取扱いが変わったことによりまして、各施設でも外部からの人の入れ方について徐々に緩和しているところがございます。この点に関しても引き続き各施設のほうには——積極的といいますか、状況を見た受入れをやっていただきまして、こちらのポイント制度を続けていきたいと考えております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 活動者の数が少なかつただけで、ボランティアの数そのものはそのままある

ということですかね。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 残念ながら、やはり各施設に受け入れて——外部からの人の受入れが、一度ご遠慮くださいということであったと思いますので、若干各施設でのボランティアの状況も少なくなったということで、我々としては把握しております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、ボランティアの数も増やす努力も今後していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その次です。地域包括支援センターに要する経費が325ページから次のページまで載っておりますけれども、326ページには、業務委託料と、それから相談関連のことが載っております。これ26ページの——326ページの表を見ますと……

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○齋藤委員 (続) 藤代なごみの郷さんがかなり——業務委託料は高いほうではないけれども、介護保険関連、いろいろ相談件数も多いような気がしております。これ、業務委託料の決定はどのようにされるのでしたっけ。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。地域包括支援センターの業務委託料でございますが、主に地域包括支援センターの人件費となります。それぞれの法人のほうに、年度頭に委託契約を行うわけですが、介護保険法で定めます地域包括支援センターに必ず置く3職種の人件費、そういったものを積算した上で各センターと——失礼しました、各センターを設置します社会福祉法人等と契約をしているところでございます。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そしたら仕事内容というか、忙しくてもそうでなくても、その人によって決まってしまうということではよろしいですか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 各センターの活動実績によりまして業務委託料が変わるということはありません。ただ各センターのほうには、その状況によりまして人員を増員した場合、もしくはその場合の——人員の増に関しましても十分対応できる業務委託料でお願いしているというように考えております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 いやいや、人員が増やせれば増やして、そうなんでしょうけど、今何かちょっと——かなり随分、上から順番に全部見てみますと、仕事の内容の量がかなり多いのに、そんなに業務委託料をもらわれてないんだなというような気もしますので、ちょっと心配な気はするんですけど、そういうことは全然見られていて……

[柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○齋藤委員 (続) 関係ないことなんでしょうか、状況は。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。まず、こちらの表でございしますが、相談延べ件

数を挙げております。これは件数を——延べ件数を各センターから確認しまして表にまとめたものでございます。ですので、1人の——例えば高齢者に対する支援が長く長期に及んだ場合には延べ件数は多くなってきているところがございます。なお各センターが取り扱う高齢者数に関しましては、なごみの郷が、これまで第4・第5圏域を担当しておりましたが、令和4年度から社協ふじしろが設置されまして、第4圏域をなごみの郷、第5圏域を社協ふじしろということで分割しました。その点ではなごみの郷のある程度の負担の軽減というか、そういったところにはなったかなと考えております。以上です。

○関川委員長 終わりです。

○齋藤委員 終わりました。了解。

○関川委員長 そのほかありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。今の齋藤委員の質疑の続きというか——になりますけれども、ただ社協——第5圏域のほうに社協藤代支所が当たるというところでは、これまでの流れというか、利用者の皆さんの流れというのもあって、そこは柔軟に対応していくということなので、厳格に言えば第5圏域の地域になるんだけど、これまで、なごみの郷のほうでいろいろ関わってきて相談を受けてもらってたというところでは、今もなごみの郷のほうで対応してもらってるというような、そういった対応は柔軟に対応して少しずつ移行していくというようなことというのを、ここでまた改めて確認しておきます。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。令和4年度に社協ふじしろが出来まして、第5圏域の方を、なごみの郷から社協ふじしろに変わるといような状況があって、その部分を御心配された点かと思えます。その点に関しましては令和4年度に社協ふじしろが始まる段階で、社協ふじしろとなごみの郷の連携、それから利用者に関しましても、その辺の柔軟な対応、それを行っていただくようお願いしたところでございます。その結果、1年間たちまして、社協ふじしろに関しましてもある程度の認知度が高まってきたかなと。引き続き相談件数に関しましても、なごみの郷、それから社協ふじしろは近いところがございますし、隣り合った圏域でございますので、その辺の個人へのフォローに関しましては、丁寧かつ連携して行っていきたいと考えております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう方向で取り組んでいただければ、担当課のほうもそういう方向を仕向けていくというか、していただければいいと思います。で、決算報告書の331ページになるんですけども、相談事業とかそういった関わりはあれなんですけど——それでいいんですけど、地域支え合い事業というものが、この地域包括支援センターの要というか、ちよっところ、何ていうのかな——重要な位置づけというか、仕事、活動内容だと思わんですが、その辺は、今まで柔軟に対応するという事でなごみの郷と一緒にやっていくということだったんですが、今後の見通しというものは、今ここで答えられるでしょうか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。生活支援体制整備事業でございます。こちらにつきましては、現在第2層の協議体を、日常生活圏域第1、第2、第3、それから第4・第5ということで、4・5を一つという形で行ってきた経過がございます。それは先ほど申し上げました藤代なごみの郷が第4・第5圏域を合わせて担当してたという、これまでの経緯もあってそういう形になっております。こちらの地域支え合いづくり協議会、こちらについては、その地域の中で多様な高齢者を支える基盤を育てよう、で、問題を確認・発見して、その中で地域の中で支える基盤を作っていこうという考えの下に、住民の皆さんに参加いただいて行っていただく形になっております。これがその後の状況ですが、これまでの取組の中で、各圏域の中でいろんな実績が出てきたものもございます。しかし一方で、住民の皆様にご参加いただいても、なかなかその芽が出てきづらい部分もあります。これはそれぞれの圏域の中で継続してやっていくことが、まず大事なかなというように思っております。藤代地区であります第4・第5圏域に関しましては、現在合わせて一つの協議体でやっている形でございます。この辺に関しましては、現在の協議体の進行状況によりましては、例えば、将来的に第4圏域は第4圏域、第5圏域は第5圏域という形で行っていくこともあろうかと思っておりますが、現状のところでは、まず第4・第5で軌道に乗せて、今後の状況を検討していきたいというふうに考えております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 331ページの各包括の状況——座談会の状況なども回数、数値で示されているんですけど、はあとぴあとか、さらの杜さんが、随分こう活発にやってきていただいているんだな、ちょっと包括を回ったときも、さらの杜も何か随分元気になってきたなというのをすごい——人を発掘というか、何か地域との関わりがすごい元気な状況を話してくれたというのもあるので、その辺を評価しながらも、ちょっと藤代地域、コロナのときがあったんですけど、ちょっとそういった方向へ持っていけたらいいんじゃないかなと思うんで、担当課のフォローというか、その辺もお願いしたいと思っておりますが、その辺の見込みというか、どうですか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。こちら、先ほどより委員のほうから地域包括支援センターの活動ということだったんですけども、基本的にはそのコーディネーターさんなんかが中心になりまして、各地域包括支援センターはその事務局的な意味合いでサポートに当たるということになっております。また、それぞれの日常生活圏域の協議体の活動に関しましては、我々担当課でももちろん状況確認のために伺ったりしておりますし、地域づくりという意味では、市民協働課のほうでも、その中に出席させていただくという状況もございます。引き続き、それぞれの協議体の活動について注視といいますか、支援してまいりたいと考えております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 その生活支援コーディネーターの配置は、全5圏域全てに配置はされておりますか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 コーディネーターの配置ですが、こちら協議体にお一人という形になりますので、現在4つの協議体ですので、4名の方が配置されているということです。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 第5圏域はこれからというところで受け止めました。

それから、次の332ページの地域ケア会議推進事業、これとても充実——何か大事なケア会議というふうに受け止めているんですけども、その辺の状況をちょっといま一度、詳細に説明していただければと思うんですが、会議の状況。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。地域ケア会議推進事業でございます。地域ケア会議には、市が主体となりまして行う地域ケア推進会議、それから各地域包括支援センターが主体となりまして行う個別会議がございます。特に地域包括ケアの取扱いの中で権利擁護が必要であったり、そういった方へのケアマネジメントは関係者が集まりまして行いまして、地域全体で支援していくことということになっております。御覧いただきますとおり、令和3年度に個別会議32回開催だったのが、令和4年度は45回ということで回数も増えてございます。今後、それぞれやはり深く支援が必要な方が増えてくれば、この個別会議も回数が増えてくることもあろうかと思えます。引き続き、各センターと連絡しながら行ってまいりたいと考えております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 以前はケア——地域ケア大会というのものも、近隣市町村で集まって、そういった勉強会とか研修会などもあって、私も参加させていただいたりしてたんですけども、すごい頼もしいなと思ったとき、あったんですね。今コロナの中でちょっとそういったこともなかなか難しいかと思うんですけども、ちょっとこう、丁寧な対応とか、盛り上げていただければと思いました。

それからあと、次に、ケアマネジャーの配置状況をちょっとここで確認しておきたいと思うんですが、取手市内でもケアマネが足らなくて、ほかの市町村にお願いしてるという状況があるんですけども、その辺は少し緩和されてきてるのか、それともますます深刻になってきているのか。ちょっとケアマネの状況を報告できますか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 ケアマネジャー、介護支援専門員の状況——市内の状況ということでございます。特に介護支援事業所の状況について、私どものほうで事業所が配置されたですとか、どここの事業所に新しく人が配置されたということは、即時的に把握はしていないところですが、やはり先ほど委員おっしゃったとおり、介護の、介護保険の利用者が増えてきて、そうすると介護支援専門員に行くところが多くなっていくということでございます。先ほどもおっしゃったとおり、よその市町村、例えば近隣の事業者もありますよということで御案内することもございました。引き続きその状況はありまして、やはりどここの事業所でも受け持つ方、ケアマネジャーさん1人が受け持つ高齢者の数はかなり多くなってきております。ですので、そういった形で我々はどここの事業所が——ご利用者様のほうの基本的には契約になりますので、どここの事業所がいいということで契約する形に

はなるんですけども、やはり見つかりづらいということでありまして、隣の市ですとか、例えば、市境のところであれば隣の市でも使えますよというような御案内は差し上げているところがございます。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 その配置状況というのが、ちょっと聞き方があれなんですけど……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続)ただ、いろいろ事業所とかそういったところを回ってみると、ケアマネがとにかく足りないから、すぐつなげたくてもつなげられなくて、利用者さん、相談受けた人、認定された人も含めてなんだけれども、サービスにつなげられないという実態があると思うんですが、その辺の状況は市のほうで、——これは大事な、把握しなくちゃまずいと思うんですけど、その辺のサービス状況と併せてどうなんですか。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 介護支援専門員の不足に関しましては、全国的な話もあります。我々としましても、介護の認定を受けてサービスを使いたいという方には、市内の介護支援事業所一覧表ですとか、そういったものをお渡ししまして、これだけありますよということで、ただまだなかなか難しいところもあるので、幾つか御相談してくださいというようなご案内差し上げているところです。その点に関して、市のほうが介護支援専門員の不足に関して何かこう、積極的に直接的に何かするというのも難しいところはあるかと思いますが、引き続き状況のほうは注視して考えていきたいと思っております。

○関川委員長 残り30秒です。

遠山委員。

○遠山委員 決算の介護給付費準備基金が約8億7,000万円ということで、積み上がっているという認識でいいんですよね。それ、今、介護保険料の、もう見直しなんていうのがちょっと報道なんかでも受けてるんですが、その辺の見通しだけ最後に伺います。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。この定例会であります9月定例会の補正予算が可決決定されますと、介護給付費準備基金の現在高は8億7,988万7,089円になるという状況でございます。この準備基金を取り崩しまして来年度以降の保険料も決定していくところでございます。後ほど御質疑があらうかと思うんですけども、その点に関しましては、この取扱いは適宜といいますか、適度に取崩しを行って、来年度以降の保険料を決めていきたいというふうに考えております。

○関川委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を打ち切ります。

13時まで——関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。先ほど遠山委員のほうから御質疑いただきました前期高齢者の交付金の割合なんですけど、今現在、あくまでも医療給付費の中で取り入れ分ということで普通調整——普通交付金が交付されてますので、その中で前期高齢者

分というのは明確に数字は見えないんですが、ただ一つの目安としては、被保険者のうち約半数、1万1,000人が前期高齢者になるため、先ほどの普通交付金69億を約半分で割っていただくと約34億円、それ以上にはなるかと思うんですが、目安としてはそのぐらいの交付金の内容だということで御理解いただければと思います。

○遠山委員 1点だけ。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 その額というのは、これからの推移というよりも、今まで見て減ってきてるの、やっぱり。それとも維持できているのか、それだけ1点確認したい。お願いします。

○関川委員長 海老原補佐。

○海老原国保年金課長補佐 お答えいたします。ほぼ横ばいになっております。以上です。

○関川委員長 執行部の方は大丈夫ですか。

それでは、13時まで休憩いたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分開議

○関川委員長 それでは再開いたします。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。石井委員、齋藤委員、遠山委員の3人から通告があります。

まず、石井委員。

○石井委員 よろしく申し上げます。保育園の保育士の配置基準についてお伺いいたします。現在の状況を教えてください。

○関川委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。石井委員の御質疑に答弁させていただきます。保育士の配置基準は国の基準により定められておりまして、ゼロ歳児が園児3人に対し保育士が1人、1歳児が6名に対し1人、2歳児が6人に対し1人、3歳児が20人に対し1人、4・5歳児が30人に対して1人となっております。取手市におきましては、安全できめ細やかな質の高い保育を提供するため、1歳児が園児5人に対し保育士が1人、3歳児が15人に対して1人、4・5歳児19人に対して1人として、国の基準より手厚い体制を取っております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。岸田政権もおっしゃっているように異次元の子育て支援ということで、本当に最重要政策だと思っておりまして、先日、知人のほうから要望が——要望というか、どうなっているのかというところで聞かれまして、市内の保育園に通っているお子さんの親御さんからの御相談で、先生の目の届かないところで子ども同士のけんかがあったそうです。まだ5歳以下なので、いじめとかではないと思うんですが、子ども同士がたたき合っているのか、一方的にたたかわれているみたいで、それをおうちに帰ってくると、お友達にたたかれたと。で、保育園の先生に相談すると、それは日常茶飯事なんで、それはしょうがないみたいな回答が返ってきたんですけども、これについて何か

こう、いろんな園からの意見とか、そういった対応ってどのようにされているのかお伺いします。

○**関川委員長** 佐藤課長。

○**佐藤子育て支援課長** 御質疑に答弁させていただきます。今、石井委員おっしゃられた個別事案につきまして、そのような個別事案につきましては、園内のトラブル——などについてはこの場で即答できかねますけれども、石井委員が懸念されておりますそのような内容が、配置基準等によることによって発生した事案であるのか、園から御相談などをいただいた際には、園や保護者様からしっかりとお話を伺った上で、市として適切な対応をさせていただきます。加えまして、取手市の特色ある配置基準につきましては、園児の健やかな成長を見守り、児童の特徴を捉えてきめ細やかな対応ということもありますので、関連機関と連携しながら、児童の成長に合った適切な支援ができる環境整備に努めてまいります。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。毎日通っている子どもたちにとっては本当に重要な問題で、さらには親御さんにとっても、やっぱり子どもたちがどのように過ごしているかというのが見えてきてはいないので、しっかりその辺対応していただきながら、また個別に教えていただければと思います。

次の質疑に移ります。健康づくり事業について、健康づくり施策の現状と今後の方向性ということでお伺いします。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** 健康づくり推進課、香取です。石井議員の質疑に——石井委員の質疑に答弁いたします。人生100年時代を楽しく豊かに過ごすためには、年齢にこだわらず健康を維持して社会に貢献していくことが理想だと考えております。コロナ禍で人との交流や運動の機会が減り、様々な楽しみが奪われ、孤独や孤立による弊害というものは、高齢者だけではなく、他世代でも大きな社会問題を引き起こしております。少子高齢化が加速する中で、若者から高齢者まであらゆる世代への健康づくりに向けた取組が必要と考えております。具体的な取組としましては、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業、ママのからだところのケア教室です。こちらは、どうしても妊産婦や子育て女性自身の健康が後回しになってしまう中で、運動の大切さや子育ての不安や疑問を解決することで、健やかな毎日を育むママのための居場所づくりとなっております。また、健康づくり応援補助金、GoTo（ゴートゥー）フィットネス事業ですが、こちらは年齢を問わず、運動無関心層へ運動を始めるきっかけづくりというものを支援しております。そして、元気なうちから取り組む介護予防としましては、地域の高齢者の方々が集会所などに身近な通いの場ということで、お互い声をかけ合い介護予防を継続して取り組んでいく環境が重要と捉えて、地域でそうした活動が進んでいくような——よう推進しております。若いうちからの健康づくりへの取組というものは、将来の生活習慣病の予防や介護予防につながりますので、幅広い世代に向けた健康増進事業に取り組みながら、併せて、高齢者向けの介護予防事業を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。藤井前市長の下、取手市は健康づくり事業を進めてきた——きました。健康運動教室や介護予防事業、認知症予防事業の取組には一定の評価を私はしております。また、コロナ禍の中の様々な行動制約の中でも、フレイル予防などにも取り組んできたと思います。中村市長の公約にも、「誰もがすこやかで、しあわせに暮らせるまちづくり」として、若者から高齢者までの健康づくりを掲げているところがありますが、中村市長の健康づくりについて、今後どのように考えているのかお伺いします。

○関川委員長 渡来部長。

○渡来健康増進部長 健康増進部、渡来です。お答えさせていただきます。まず今回の中村市長、選挙の公約の中で、人生100年時代ということで、こういったものを楽しく豊かに過ごしていくことが必要だということを公約のほうで掲げられております。今まで健康づくり推進課の取組といたしますのが、一つの課だけで、この健康づくりという仕事をやっていくものではなくて、庁内あらゆる領域の中で様々な課と連携して横横断（よこおうだん）を取ってやっていくという考え方で進めてきました。その中の一つとして、例えば健康という領域だけではなくて、住民の方との連携とか協力、こういったことでその地域の絆づくりというところを進めてきたということもあります。今回、中村市長が掲げております人生100年時代というのも、年齢を重ねても健康で心豊かな生活を送ることが、市民一人一人の幸せだけではなくまちの活力にもつながるということ、市長もおっしゃっておりますので、まさにこういった、今までやってきた事業というものを、しっかりと引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。先ほど香取課長——から、若者からお年寄りまでということで、高齢者の方などは、フレイル予防だったりとか、やはり自分が自らこう筋肉をつけて過ごしていかなくちゃいけないという意識は、多分若者の方たちよりは意識は高いのかなと私は思っているんですけども、逆に20代、30代、40代ぐらいの方を対象に健康づくりという部分をPRしていく中で、どのように担当課として考えているのか伺います。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。あらゆる年齢層に、対象とした効果的な事業としましては、令和3年度から実施しております、GoTo（ゴートゥー）フィットネス事業がございます。こちらにつきましては、まず、健康をまず始める、運動を始めるきっかけづくりということで、フィットネスに通っていただくような、まずは一歩——第一歩をするというような事業を進めているような状況です。実際には20代から50代までの働く世代の申込みが多く来ております。アンケートなどにも、運動習慣が出来てよかった、運動が始まるきっかけづくりとしてよかったというような御意見をいただいております。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。また先ほどの午前中の答弁の中にも、とりかめくんが10周

年ということで、もう来年には10周年を迎えるに当たって担当課としてどのような企画を考えているのか、伺います。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** お答えいたします。昨年も実施いたしましたが、今後、ゆるスポーツ大会というものを企画しております。実際に世界ゆるスポ協会というのがあります。去年は2,000人程度の方が参加していただいた事業となっております。家族連れや、いろんな方々が参加していただいたということを聞いております。

○**石井委員** ゆるスポーツ……。

○**関川委員長** 石井委員——渡来部長。

○**渡来健康増進部長** お答えさせていただきます。石井委員のほうから今とりかめくん10周年ということでおっしゃっていただいたんですけども、まだ、具体的にどういったことをやっていこうかということは、課の中でもまだまとまっていないと思います。ただ、やっぱりここまでこう——この、何と言うんでしょう——亀の歩みのようにゆっくりと、一步一步健康づくりを進めてきたとりかめくん、頑張ってくれましたので、何かしらこう市民の方に改めて健康づくりというものをアピールできるような、それと、とりかめくんの存在というもの、石井委員からおっしゃっていただいたようにまだまだ知られていない部分もあると思いますので、改めてこう広めていけるような取組を進めていきたいと思えます。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 時期はいつ頃を考えているんでしょうか。

○**関川委員長** 渡来部長。

○**渡来健康増進部長** 来年度の事業でございますので、現時点では、具体的な時期というのはまだ未定となっております。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 分かりました。中村市長の絶好のPRチャンスでもありますので、ぜひ期待しております。次の質疑に移ります。ママのからだところのケア教室の実施状況について伺います。

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○**石井委員** (続) 令和4年度から実施している事業なのは理解しております。改めて妊産婦に着目した事業に取り組んだ理由をお聞かせください。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** お答えいたします。妊娠前後の女性における身体の健康度やメンタルヘルスの悪化というものが課題となっております。特に、出産前後の女性はホルモンのバランスが崩れがちになって、精神的にも不安定になる時期です。さらに、核家族化が進む現代では、近くに頼れる人や相談相手がないというような状況の中で、慣れない育児に独りで向き合うことで、メンタルヘルスの悪化が課題となっております。また、少子高齢化が加速する中で、子どもの適切な成長や子育てのためにも、母親自身の健康づくりというものが重要となります。自分のことは二の次、後回しになってしまいがちな妊

産婦と子育て女性のための健康増進とメンタルヘルスの向上を図ることを目的に、昨年度から当事業を実施している状況です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。また、これまでの実績や参加者の声、市としての評価なども——市としての評価など、今年度の取組状況はどうでしょうか。

○**関川委員長** 香取課長。

○**香取健康づくり推進課長** お答えいたします。昨年度8月より実施しております対面教室とオンライン教室を合わせたハイブリッド形式となっております。実際に参加人数でございますが、令和4年度は延べ人数で、対面教室が171名、オンライン教室が367名でした。今年度は7月までの開催ですが、対面教室が85名、オンライン教室が71名参加しております。参加者の声といたしましては、やはり外出するきっかけが出来てよかった、また、オンライン教室におきましては、出かけるハードルというものが低くて運動習慣が取れるということで、参加できるのはとてもよいというような御意見もいただいております。以上です。

○**関川委員長** 残り35秒です。

石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。私も、子育て支援の部分でオンラインなどを使った取組をしたらどうかというのは、数年前から意見を申してましたので、よかったと思います。中村市長が公約に掲げている、安心して子どもを産み育てるまちにもつながると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○**関川委員長** 次に、齋藤委員。

○**齋藤委員** それでは、私のほうから2点質疑させていただきます。まず、オンライン就職説明会、今年の8月29日に行われたものについて、開催状況、内容とか参加者、そしてその反応、その後の進展等について伺いたいと思います。

○**関川委員長** 飯塚補佐。

○**飯塚子育て支援課長補佐** 子育て支援課の飯塚でございます。齋藤委員の質疑に答弁させていただきます。まず合同就職説明会でございますが、取手市では市内の保育施設に就職を希望する方に、各施設を案内する機会といたしまして、合同就職説明会を毎年開催しております。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で説明会の開催が困難であったため、昨年度から、オンラインシステムのZ o o mを使いまして開催しておりました。今年度は8月29日に開催したところです。参加園は全部で9園、参加申込者は6名で、実際参加された方は5名となります。内容につきましては、取手市以外の方の参加もあり得ますので、最初に取手市のPR動画を見ていただき、取手市の地理や特色などを御紹介した後、各園から5分程度の園のアピールをしていただきました。各園とも手作りの動画やパワーポイントを使ってプレゼンテーションをしていただき、働きやすさや園の雰囲気、待遇などを紹介していただきました。その後、ブレイクアウトルームという園ごとのルーム——部屋ですね——を作成しまして、参加者に自由にこのルームを回っていただきます。その際に、さらに詳しい園の様子など質問するなどして理解を深めていただきます。3か

所の――参加者の反応についてですが、参加者アンケートによりますと、全員から「非常に満足した」または「満足した」と回答いただき、「知りたい情報が得られた」「取手市で保育士として働きたい」と回答をいただきました。その後の進展につきましてですが、就職説明会では、個人情報保護の観点から、イニシャルなどの表示のみでお名前を出さずに参加していただき、その場での面接もしないこととしております。また開催してから間もないということもありまして、市としては把握はできておりません。ですが、関心がある園の名前を皆さん挙げていただいておりますので、最終的には参加した方のうち就職につながる方がいるのではないかと期待しております。以上です。

○**関川委員長** 齋藤委員。

○**齋藤委員** ありがとうございます。毎年本当にもう恒例となるように開催をしていただいております。保育士不足が少しは緩和されたのかどうか、そういうところもあるかもしれませんが、コンスタントに続けていただけたらなというふうに思います。今後はこの開催に就職説明会があって、就職できたよというような実績がつくっていかれると、さらに何かもっといろんなそういうアイデアとかも新しくなっていくのではないかなと大変期待しますので、市内の保育施設の皆様が一緒に、取手市も一緒に開催されておりますので、今後も頑張ってくださいなというふうに思っております。

それで、引き続いて保育士に関してですけれども、現在の市内保育施設の保育士または保育教諭さんの人員の状況、これも伺いたいと思います。

○**関川委員長** 飯塚補佐。

○**飯塚子育て支援課長補佐** お答えいたします。市内の保育施設についての、保育士、保育教諭の人員状況ですね。市内の公立、私立の保育園、それから認定こども園、事業所内保育施設が全部で24施設ございます。令和5年3月1日現在の公立保育所は、全部で5施設ございますが、保育士数、こちらが218名。内訳でございますが、正規職員が84名、会計年度任用職員が134名です。また、延長保育の時間になります、早朝、残留の時間ですね、この保育に当たる職員数は86名となります。私立保育園、こちらは8施設ございまして、保育士数は145名。私立認定こども園、こちらは10施設ございまして、保育士、保育教諭数は204名。事業所内保育施設、1施設ございますが、保育士は17名となっております。以上です。

○**関川委員長** 齋藤委員。

○**齋藤委員** ありがとうございます。現状のところ市役所で把握されている範囲でいいんですけれども、保育士さんが足りないとか、困っているとか、今後足りなくなる予想だとか、そういうようなことがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○**関川委員長** 飯塚補佐。

○**飯塚子育て支援課長補佐** お答えいたします。大部分の施設において、園児数が定員に達していない、受入れがストップされているという状況になっておりますので、主な原因として保育士不足によるものと認識しております。令和5年3月時点で24施設合計の定員数が2,957名、それに対して在園児が2,599名にとどまっておりますので、在園児数は定員の約9割となっておりますので、保育士不足を背景に約1割の児童が受入れできてい

ない状況と考えております。以上です。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 なるほど、そういうような現状を把握されていて、これからじゃあどういう手を打とうかというようなことは考えていらっしゃるでしょうか。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 取手市といたしましても、保育士確保施策としまして、公立、それから私立の保育施設合同で開催したこの就職——合同就職説明会のほかに、取手市のホームページ上で各園の保育士募集のPR動画というのを掲載しております。また、民間保育園等運営補助金、こちらの中で職員給与改善費として、僅かではありますが保育施設への補助金を支給するなどの対策はしております。今後につきましても、他市の状況などを参考にしながら、保育士確保のための施策については検討してまいりたいと思っております。以上です。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。保育園の運営補助金なんかもつけていただいて善処されてるわけですが、でも、いまだに、すみません、確認ですけれども、東京都もしくは千葉県よりは、そういう意味で処遇が少し足りないかなというような感覚は、それはどうなんでしょうか、大体、追いついてきているんでしょうか。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 そうですね。どうしても茨城県としての処遇の助成金というのがございません。千葉県それから東京都は、県と都のほうで出しております。それにプラスして市町村で助成している部分がございます。どうしても茨城県南部ということで、そちらに保育士が囲い込まれてしまうというところがございますので、取手市としても、財政のほうと考えると、後は茨城県のほうに働きかけるなどして、そういった前向きに検討していきたいなと思っております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ちょっと大変に厳しいところもあるかと思いますが、頑張ってくださいようお願いいたします。これについては以上で終わります。

次、国保基金について私のほうから議案外として上げさせていただきました。先ほどの特別会計の中でいろいろ議論があったところがございますので、私も確認したいことがその中にも含まれておりますが、議案外ということでの質疑になりますけれども、これまで委員会に対して、国保のこの委員会でもかなりここ勉強させていただいて、何回も勉強会をさせていただきました。そのたびにシミュレーションもつくっていただいて提示もしていただいたところです。それで現状でそのシミュレーションが、まだちょっと私たちが欲しい情報もあるかないかと思うんですけれども、今後そのシミュレーションをつくっていただいて、さらに委員会の中でも共有をさせていただきたいんですけれども、これについてはいかがでしょう。

○関川委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課の関口です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

ます。新しいシミュレーションということで、令和4年度の決算をベースにしたシミュレーションを作成してございます。こちらのほうで一般質問なんかも答弁させていただいておりますので、こちらの情報につきましては、各委員の皆さんに後ほどお配りさせていただければと考えております。以上です。

○**関川委員長** 齋藤委員。

○**齋藤委員** ありがとうございます。それを委員会のほうへ提示していただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。——あつ、ごめんなさい、いいですか。

○**関川委員長** 齋藤委員、どうぞ。

○**齋藤委員** そのシミュレーションは、今までいただいたシミュレーションと——今まで提示していたシミュレーションと比較ができるように整理していただくと大変助かるんですけど、よろしいでしょうか。

○**関川委員長** 関口課長。

○**関口国保年金課長** お答えさせていただきます。前回御提示させていただいたシミュレーションと、新しく令和4年度決算ベースで用いたシミュレーションとを比較できるような形でお渡ししたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○**齋藤委員** はい、ありがとうございます。

○**関川委員長** 最後に、遠山委員。

○**遠山委員** 遠山です。私のほうから2点、議案外質疑をさせていただきます。まず乳幼児健診についてなんですけども、以前は、藤代と、それからあと医師会病院の前に——隣というか——の2か所にあった保健センターが、今ウェルネスプラザというところで1か所になっております。特に市民の方から——藤代にお住まいの方からなんですけれども、乳幼児健診など、車に乗らないママもいるし、ちょっと不便になっていないか、藤代でやれないんだろうかという声を実際聞いたんですよ。その辺の状況と対応をお聞きします。

○**関川委員長** 助川センター長。

○**助川保健センター長** 保健センター、助川です。今の御質疑にお答えいたします。乳幼児健診に来所される方は、御自身で車で運転してこられたり、また家族に送迎してもらったり、または電車で来られたりという方など本当に様々でございます。車で来所された方に対しましては、ウェルネスプラザの目の前の駐車場のところを、毎回、駐車場をきちんと準備をしまして、小さいお子さんを連れてきたり荷物がいっぱいということも、当然のように皆さんそのような形ですけれども、お子さんも降ろしやすかったり、荷物も取りやすかったりということの配慮はしているところでもございます。その反面、やはり距離が遠くなって、電車で来ざる——来なくてはいけないとか、小さいお子さんを連れてという方も実際いらっしゃるかとは思いますが、ウェルネスに移ってもう何年もたっていますが、今の現時点では、それらのことに関する苦情等は私のほうでは受けたことはございません。以前の1歳半健診に来られたお母さんのお声としましては、「電車で今日の健診に来るのに、子どもを連れて、子どもが電車に乗るのとても楽しみにしていて、電車に乗りながら、楽しみにしながらこの今日の健診に来ることができたんです」と言ってく

ださったお母さんもいらっしゃいました。以前の取手と藤代の保健センターとのこの環境の違いということを見てもみますと、ウェルネスプラザのほうは、やはり駅が近いということであつたりとか、また、お茶を飲むスペースがあつたり、また、雑談をしながら、休みながらお子さんは遊べるスペースがあつたりということで、乳幼児健診に来られたお母さん方も、例えば保健センターのBP1（ビーピーワン）プログラムでお友達になって、やはり生まれ月なんかも同じで友達になったお母さん方が、乳幼児健診が終わった後、下のお茶を飲むスペースで雑談をしながらゆっくりされていたりとか、お子さんたちを遊ばせていたりとかという光景が、以前の環境とは違ってすごく見られるなというのとはとても感じているところでもございます。それらのことから、ただ健診に来るだけではないという状況は、とてもいい面が多々あるのではないかなと感じているところです。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 なるほど。いい面もあるというところで、子どもを連れてちょっとお出かけという気分で健診に出かけるということというのもあるでしょうし、それはそれで、若いお母さんにすれば息抜きの一つにもなるかと思うし、子どもにとっても新鮮かもしれないし、そういったメリットもあるんだということでは承知——理解していきたいと思います。ただ、市民の方からそういった心配された声があつたということはちょっと認識していただければと思います。答弁はいいんですけど、特定健診も大分状況いろいろ、藤代でも——の中でも広くやれるように改善されているということもあるので、そういったことも受けながらちょっと課題として受け止めていただければと思います。

次の介護保険事業計画策定についてに移ります。まず、進捗状況。注目してるところなんですけども、その辺のまず進捗状況をお聞かせください。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。御質疑にお答えいたします。介護保険法第117条において、市町村は、国が定める基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとされており、これに基づきまして当市でも取手市介護保険事業計画を策定しております。今年度、令和5年度は、第8期取手市介護保険事業計画の3年目で最終年度になりますので、現在、来年度、令和6年度から8年度を期間とする第9期介護保険事業計画の策定作業を進めております。介護保険事業計画の内容は、介護給付などサービスの種類ごとの量の見込み、各年度の地域支援事業の量の見込みなどを定めるものとしております。進捗状況につきましては令和6年4月からの計画となりますので、年度末に向けまして、既に日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査などの各種調査を完了しております。現在は、各種調査結果を踏まえ、計画の骨子素案の作成に取りかかったところでございます。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。運営委員会の中でその調査報告をしたりということで、これから具体化されていくんでしょうけれども、委員会は順次行うというところで、それは承知してるんで分かりました。

以前から——先ほども決算審査の中で質疑した点なんですけど、ケアマネの——ケアマネジャーの処遇改善というところで、以前、現地の、現場の声を届けて、処遇改善必要だということで、例えば具体的には更新期があるので、そのときの負担がもう大変でそれを機にヘルパーに戻ったりというか、そういったことも見受けられるという現場の声も聞いたということで処遇改善を求めたところですが、その点についてはどうなのでしょう。どんなふうに対応されるのか、計画の中に含まれるかどうかも含めてお聞きします。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。過去に遠山議員から——本会議のほうですかね、一般質問で、介護支援専門員の処遇改善について、市が独自に行えないかというような趣旨でお話をされたことがあります。その際に私も、一部の自治体で、そういった自治体が独自で処遇改善の策を打っているところがありますということでお答えしたと思います。今回の御質疑——議案外質疑の計画に関しまして、その点を計画に盛り込めるかどうかというのは、今年度末までに策定する計画ですので、事業がそこまでに具体化されるかというのと、ちょっと難しい部分もあるかと思えます。ただ、引き続き市がそういったことを——市が保険者としてそういったことを執り行うかどうかは、計画に入れる、入れないではなくて、引き続き先進事例としてどこの自治体がやっている、新たにどこの自治体が始めたという情報収集は、計画とは関係なく随時行っていきたいというように考えております。この費用に関しましても、県が介護支援専門員の各種研修について、費用ですとか日数、そういったものを決めております。で、その中で事業所のほうが——事業所に勤めていらっしゃるケアマネジャーさんが、それぞれ自費で費用を出したり、あとは年休を使用してその研修を受けたりというような御苦労があるのは、私どものほうでも聞いて、それは非常にケアマネジャーさんにまつわる御苦労の一つということで聞いております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひ、調査したらそれを参考にというか、取手市もぜひそれは検討していかなくちゃいけないだろうと思えますんで、その辺はしっかりちょっと受け止めていただきたいと思えます。

それからあと特養入所基準の緩和を、取手市独自の政策としてこれから策定するわけなんで、そういったことを組み込めないかなという期待を込めての質疑なんですけれども、以前は大体希望者というか、特養に入れてたものなんですけれども、今、介護度3、第3段階でないと入れないという、何か原則決まっちゃいましたよね、国のほうで。その辺、実際、利用者の実態を踏まえれば、何か原則論だけではやっていけないんじゃないかというか、大変なんじゃないかなというふうに実際思うんですけれども……

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) そういった不安の声も、特養に入れれば助かるという声は本当にたくさん聞かれてるんで、その辺ちょっと今後の計画策定の中で考えられないか、検討できないものか伺います。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。介護保険制度の中で平成27年度より、指定介

護老人福祉施設に関しましては——特別養護老人ホームも含まれますが、入所が原則要介護3以上の方に限定されます——されました。で、一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる要介護1または2の方の特例的な施設への入所というのが定められております。これは、そういった状況にある方について各特別養護老人ホームのほうでも、この方を特例入所として扱ってよろしいかどうかということで、保険者であります取手市のほうに、私ども高齢福祉課のほうに、意見書として案件を上げていただきまして、それに関して我々が意見を述べさせていただくというような形で執り行っております。また各施設の入所に——入所の決定に関しましては、各施設で入所判定会議を行ってるわけなんですけども、この判定会議のほうにも私ども高齢福祉課の職員のほうが御依頼によりまして伺って、参加させていただいてるということでございます。その点、要介護1または2の方の特例的な入所について、限られた資源である特別養護老人ホームのキャパシティーではありますけども、その中でも特例の方については、丁寧に取り扱っていきたいと思っております。

○**関川委員長** 45秒です。遠山委員。

○**遠山委員** 分かりました。柔軟に、ケース・バイ・ケースというところで対応していただいたというふう——いただいているというふう認識したいと思います。ちなみに、待機者という方は何人いるんですか、今、特養の場合。

○**関川委員長** 秋山課長。

○**秋山高齢福祉課長** 恐れ入ります、ただいま手元にちょっと資料ございませんので、後ほど御報告させていただこうと思っております。

○**関川委員長** 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。——ないようですので、討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論、採決を行います。市長提出議案について討論がある方は挙手願います。

遠山委員。

○**遠山委員** 市長提案議案というところでは、全て一括ということによろしいですか、補正も決算認定も。で、議案第51号から53号の補正予算、そして認定第3号から第5号までの決算認定ということで討論を行います。全ての社会保障制度なわけなんですけれども、全て国のほうで、法令——制度内容から法令が決められて、それに準じた事業内容が進められているというふうに——なものです。いずれの制度も市民からは、使いにくくなったですとか、あと、国保に関しては払いたくても払い切れないとか、先ほども委員の中からもそういった発言も市民から聞いているという現状を、そういった認識も共通認識されているというところで、私も改めて受け止めている次第です。また決算からそういった状況もつかみ取れるということも、今回の認定審査の中で受け取っております。そういった意味から、いずれの議案も反対という形で表明したいと思っております。ただ、先ほども議案外の

中でも柔軟に市民の立場を踏まえた上で、そういった原則で、いろいろと法令ががんじがらめになっている中でも市民優先の柔軟な対応はされてるといようなことでは、私も受け止めていきたいと思っていますんで、その辺は評価をしていきたいとは思っております。以上、反対にします。

○金澤委員 補正の議案と、あと認定もでしょう。

○遠山委員 認定も——認定も含めてなの。

○金澤委員 全部です。

○遠山委員 全部、全部同じ制度だから。

○金澤委員 ただ、議案と認定で違うでしょう。

○遠山委員 でも、認定——認定第3号から第5号と言ったんだけど、それで理解してください。省略します。

○関川委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 討論なしと認めます。これで当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第49号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、議案第49号のうち、当委員会所管事項は可決されました。

議案第51号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、議案第51号は可決されました。

議案第52号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、議案第52号は可決されました。

議案第53号、令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、議案第53号は可決されました。

認定第3号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、認定第3号は認定することに決定しました。

認定第4号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、認定第4号は認定することに決定しました。

認定第5号、令和4年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 賛成多数です。よって、認定第5号は認定することに決定しました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。

秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 すみません。先ほど遠山委員からの議案外ご質疑の中で、私、特別養護老人ホームの入所待機者数を、後ほど御報告しますということでお話しさせていただきました。今手元にある資料にてお答えいたしますと、ちょっと古くなりますが令和3年4月1日現在、茨城県を通しまして市がまとめました待機者数は99名となっております。これは、要介護度限らず、要介護1・2の方でも含めまして、トータルで99名ということになっております。で、この方の待機の状況ですけれども、在宅で生活されてる方もいらっしゃるし、他の種類の施設で順番を待ってる方もいらっしゃるということでございます。以上です。すみません。

○関川委員長 執行部の皆様お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午後 1時45分休憩

午後 1時58分開議

○関川委員長 再開します。

続いて、令和5年第1回市民との意見交換会のご意見・ご要望について、福祉厚生常任委員会としての回答についての協議を行います。先ほど休憩中、サイドブックに掲載した表について文言等の確認をし、一部追記をすることとなりました。修正の内容は次のとおりです。項目2番についてですが、下から5行目の文章の後に、「議会としましても了解したところでは」との文章を追記することとなりました。

お諮りいたします。令和5年第1回意見交換会時のご意見・ご要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査経過を中間報告したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

最後に、そのほかとして委員の皆様から何かございませんか。

齋藤委員。

○齋藤委員 シミュレーションが出た場合、出た後で、やっぱり皆さんで一度それを見て

意見交換なり何なりする機会を設けてもらったらなと思う。勉強会ですね。

○関川委員長 ただいま齋藤委員より、令和4年度の決算ベースについて、公開された後に担当課と皆さんでちょっと意見交換、質疑等をしたいという意見がございました。どうでしょうか、皆さん。

○石井委員 ああいいです。シミュレーションして……。

○関川委員長 石井委員、マイク。

○石井委員 毎年、福祉で、恐らく国保の勉強会をしてきている経緯があつて、シミュレーションをして、別にそれはそれで、その勉強会はもう終結するという形でいいんですよね。昨年度だったかな——のときは、何かこう、市に意見みたいなのを委員会として挙げてた経緯があつて、それがつながって国保の基金から保険者が——の方たちに還元をしているという状況なんですね。別に今回は勉強会だけして終わりということで。

○齋藤委員 終わりなのかどうかは、やってみないと分かんないよ。

〔会議室騒然〕

○石井委員 そっか、そうすると、恐らく国保の——何でしたっけ、ありますよね。それが恐らく11月とかなんですよ。11月の頭、毎年。そうすると、そこに意見を言わないとあれだつてことで前々——前回かな——も10月中にやってまとめたというのもあったんですよね。あったんですよ。

○遠山委員 で、決定したのは2月だよな。

○齋藤委員 2月だったね。

○石井委員 そっか、じゃあ11月は別に——だから、それあるから意見言えるように、私たちもまとめようみたいな感じで、それで勉強会やった記憶があるんですよね。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 先ほど齋藤委員のほうから議案外質疑で、シミュレーションをというところで担当課のほうに答弁を求めたところ、もう出来ているという答弁だったんですよね。ですから今、石井委員がちょっといろいろと状況というのをつかんでるから、そういった意味では早めにやれば、今度のまた勉強会は勉強会で生かせばいいのかなと思うんで——勉強会やってみないとどういうふうになるか分からないんで、それは先の話だけど。できれば早い——早めに委員長のほうで日程調整をお願いできればと思いますけど。

○関川委員長 担当課と調整して、早い段階で、なるべく早い段階でちょっとそういう時間を設けてもらうということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 なしと認めます。これで福祉厚生常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 2時02分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

- ◆ P06 27 行目 青色部分を「久賀保育所」に訂正
- ◆ P07 26 行目 青色部分を「決算報告書」に訂正
- ◆ P09 02 行目 青色部分を「報告書」に訂正